

電気通信サービスモニター制度について

1. 電気通信サービスモニター制度とは

電気通信サービスモニター制度は、総務省が委嘱する電気通信サービスモニターから、電気通信サービスに関する利用者としてのご意見やご要望を幅広くお聞かせいただき、安心して快適な電気通信サービスをご利用いただけるよう、今後の電気通信行政に反映させるための制度であり、平成6年度から実施しています。

モニターの方にご協力していただくのは、総務省が実施するアンケート調査（年2回実施予定）への回答（モニター全員）及び地域で開催する電気通信サービスモニター会議への出席（別途出席を依頼するモニターのみ対象）です。

平成20年度は、全国で1,000名にモニターを委嘱しており、東北管内では本年1月15日に募集案内を行い、6県合計120名に対して6月1日にモニターの委嘱を行いました。

2. 電気通信サービスモニター会議とは

電気通信サービスモニター会議は、性別、年齢、男女のバランス等を考慮して選定したモニターの方から直接、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望等を伺う会議で、毎年開催しています。

平成19年度は、東北管内における電気通信サービスモニター会議を山形県山形市及び秋田県秋田市で開催しています。

【参考】東北管内のサービスモニター委嘱者数（平成20年度）

県 名	モニター数	男性	女性
青森県	14	6	8
岩手県	24	6	18
宮城県	22	7	15
秋田県	15	5	10
山形県	14	5	9
福島県	31	10	21
合 計	120	39	81